

三重県新型インフルエンザ対策行動計画

三 重 県
(平成21年12月改定)

目 次

<第1章 総 論>

1 行動計画策定の目的	1
2 行動計画策定の背景	2
3 新型インフルエンザとは	2
4 流行規模の想定（県内被害想定）	4
5 各段階の概要	5
6 体制	6
7 県行動計画の主要項目	10
(1) 情報収集と提供	
(2) 水際対策	
(3) 感染防止	
(4) 社会機能の維持	
(5) 行政サービスの維持	
8 各部局等対応項目の概要	12

<第2章 各発生段階における対応>

I 発生未確認期

1 状況	15
2 基本的な考え方	15
3 危機管理体制	15
(1) 方針	
(2) 県の体制	
4 情報収集と提供	15
(1) 方針	
(2) 情報の収集	
(3) 情報の提供	
5 感染予防	17
(1) 方針	
(2) 医療	
(3) 学校における感染予防	
(4) 施設における感染予防	
6 社会機能の維持	20
(1) 方針	
(2) 事業所等の業務の継続	
(3) 社会機能維持に関わる事業者	
(4) 生活関連物資等の流通の安定	

(5) 治安対策	21
7 行政サービスの維持	21
(1) 業務継続のための体制整備	
(2) 職場での感染予防・感染拡大防止措置	
(3) 施設における感染予防	
8 広報と相談窓口の設置	22
(1) 広報	
(2) 相談窓口	
9 その他	22
(1) 廃棄物の処理に関する対策	
(2) 火葬能力等の把握	
II 海外発生期	
1 状況	23
2 基本的な考え方	23
3 危機管理体制	23
(1) 方針	
(2) 県の体制	
(3) 関係機関との連絡調整	
4 情報収集と提供	24
(1) 方針	
(2) 情報の収集	
(3) 情報の提供	
5 水際対策	26
(1) 方針	
(2) 出国を希望する県民への対応	
(3) 帰国を希望する在外県民への対応	
(4) 入国者への対応	
(5) 警戒活動の実施	
(6) 発生国に滞在又は渡航する県民に対する呼びかけ等	
(7) 事業者への要請	
6 感染予防	27
(1) 方針	
(2) 医療	
(3) 学校における感染予防	
(4) 施設における感染予防	
7 社会機能の維持	30
(1) 方針	
(2) 事業所等の対応	
(3) 生活関連物資等の流通の安定	
(4) 治安対策	
8 行政サービスの維持	31
(1) 業務継続のための体制整備	
(2) 職場での感染予防・感染拡大防止措置	
(3) 施設における感染予防	

9 広報と相談窓口の設置	32
(1) 広報	
(2) 相談窓口	
(3) 外国人住民等への対応	
10 その他	33
(1) 廃棄物の処理に関する対策	

III 国内発生期	
1 状況	35
2 基本的な考え方	35
3 危機管理体制	35
(1) 方針	
(2) 県の体制	
(3) 対応方針の検討	
(4) 関係機関との連絡調整	
4 情報収集と提供	37
(1) 方針	
(2) 情報の収集	
(3) 情報の提供	
5 封じ込め対策	39
6 感染予防	39
(1) 方針	
(2) 医療	
(3) 学校の対応	
(4) 施設における感染防止	
(5) 交通機関への対応	
(6) 社会活動の制限	
(7) 住民への支援	
7 社会機能の維持	43
(1) 方針	
(2) 事業所等の対応	
(3) 生活関連物資等の流通の安定	
(4) 公共交通の対策	
(5) 治安対策	
8 行政サービスの維持	45
(1) 方針	
(2) 業務継続のための体制整備	
(3) 職場での感染予防・感染拡大防止措置	
(4) 施設における感染予防	
9 広報と相談窓口の設置	46
(1) 広報	
(2) 相談窓口	
(3) 外国人住民等への対応	
10 その他	48
(1) 廃棄物の処理に関する対策	

(2) 火葬等の体制の整備

IV. 県内発生期	
1 状況	49
2 基本的な考え方	49
3 危機管理体制	49
(1) 方針	
(2) 県の体制	
(3) 対応方針の検討	
(4) 関係機関との連絡調整	
4 情報収集と提供	51
(1) 方針	
(2) 情報の収集	
(3) 情報の提供	
5 感染拡大防止	54
(1) 方針	
(2) 医療	
(3) 学校の対応	
(4) 施設における感染防止	
(5) 社会活動の制限	
(6) 住民への支援	
(7) 封じ込め対策	
6 社会機能の維持	59
(1) 方針	
(2) 事業所等の対応	
(3) 生活関連物資等の流通と価格の安定	
(4) 公共交通の対策	
(5) 治安対策	
(6) 消火・救助対策	
7 行政サービスの維持	62
(1) 方針	
(2) 業務継続のための体制整備	
(3) 職場での感染予防・感染拡大防止措置	
(4) 施設における感染予防	
8 広報と相談窓口の設置	63
(1) 広報	
(2) 相談窓口	
(3) 外国人住民等への対応	
9 その他	66
(1) 廃棄物の処理に関する対策	
(2) 火葬等	

V 大規模流行期	
1 状況	67
2 基本的な考え方	67
3 危機管理体制	67
(1) 方針	
(2) 実施体制	
(3) 実施項目	
4 情報収集と提供	68
(1) 方針	
(2) 実施体制	
5 感染拡大防止	68
(1) 方針	
(2) 医療	
(3) 社会福祉法人・施設等の対応	
(4) 社会活動の制限	
(5) 住民への支援	
6 社会機能の維持	69
(1) 方針	
7 相談窓口の設置	70
8 その他	70
(1) 廃棄物の処理に関する対策	
(2) 火葬等	
<参考>	
・用語の解説	71

この行動計画は、今後の状況の変化や国の指針等を踏まえ、適宜見直していくものとする。

<第1章 総論>

1 行動計画策定の目的

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。

また、交通手段の発展により地球規模で大量の人が短期間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

ひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧される。こうした事態を生じさせないよう、対策を講じていく必要がある。

このため、本県では、平成17年度に三重県新型インフルエンザ対策行動計画を作成したが、内容のほとんどが医療対応であったことから、平成20年12月に県の行う社会対応について、県新型インフルエンザ対策行動計画社会対応版（暫定版）を作成し、同時に平成17年度に作成した県新型インフルエンザ対策行動計画は県新型インフルエンザ対策行動計画医療対応版としたところである。

今回、社会対応版と医療対応版に分かれている三重県新型インフルエンザ対策行動計画を統合するとともに、平成21年2月に内閣官房から出された「新型インフルエンザ行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」の内容を踏まえて、三重県新型インフルエンザ対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の見直しを行うことにより、より効果的な新型インフルエンザ対策の推進を目指すものである。

本計画は、発生すると非常に多数の重症者や死亡者が発生し、社会的に大きな混乱が生じることが懸念されている高病原性鳥インフルエンザ由来等の強毒性の新型インフルエンザの発生を想定して作成している。

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）など、強毒性以外の新型インフルエンザに対しては、実際に発生したウイルスの感染力や毒性などの特徴を踏まえ、国の動向や症例等を見極めながら、県行動計画を弾力的に運用して対応を行う。

2 行動計画策定の背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペイン・インフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡している。

また、1957年（昭和32年）にはアジア・インフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザ（H5N1）が流行しており、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されているが、このような鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっている。

このような中、平成21年4月にメキシコやアメリカにおいて、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、平成21年12月現在、世界各国で感染が拡大している状況であり、国際的な連携のもとに様々な取組が行われている。

この新型インフルエンザ（A/H1N1）は、感染力は強いものの、多くの感染者は軽症のまま回復していること、抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効であること等、季節性インフルエンザと類似する点が多い一方で、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、新型インフルエンザ（A/H1N1）では、基礎疾患を有する者を中心として、また健常な若年者の一部においても、重篤化し、死亡する例が見られることが分かっている。

本県においても、このようなウイルスの特徴を踏まえながら、政府の対応方針等に基づき、市町及び関係機関等と連携しながら対策を進めているところである。

3 新型インフルエンザとは

(1) 新型インフルエンザの出現

①新型インフルエンザの概要

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、遺伝子の変異によって、ヒトの体内で増えることができるようになり、さらにヒトからヒトへと効率よく感染するようになったものである。

このウイルスがヒトに感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

新型インフルエンザウイルスは、人間界にとって未知のウイルスでヒトは免疫を持っていないため、容易にヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。

鳥インフルエンザウイルスにも様々な種類があるが、現在最もこの新型インフルエンザに変異しそうなウイルスとして取り上げられているのは、鳥インフルエンザ（H5N1）と呼ばれるものである。しかしながら、近年H7と呼ばれる型も流行の可能性が示唆されており、どの型が流行するかは明らかではない。

②現況

通常のインフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、かぜよりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。

高病原性鳥インフルエンザ由来等の強毒性の新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分のヒトが免疫を持っていないことになるため、通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。

それと同時に罹患者のうちかなりの割合の人が肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性がある。

毎冬に流行する通常のインフルエンザは、ある程度ヒトと共に存しており、高齢者や既に何らかの病気を持つ者を除き、感染による死亡率は0.1%以下である。我が国では1年間に約1,000万人がインフルエンザに罹患し、約1万人が死亡しているという研究結果もある。

③過去に流行した新型インフルエンザからの示唆

過去に流行した新型インフルエンザの一つとしてスペイン・インフルエンザ（1918年-1919年）があり、世界中では人口の25～30%が罹患し、4,000万人が死亡したと推計されている。

当時の記録から、大流行が起こると多くの人が感染し、医療機関は患者であふ

れ、国民生活や社会機能の維持に必要な人材の確保が困難になるなど、様々な問題が生じることが考えられている。

スペイン・インフルエンザでは、世界中に流行の波が到達するまで6～9ヶ月の期間であったと伝えられているが、現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、航空機などの交通機関の発達などから、世界のどこで発生しても、より短期間にまん延すると考えられる。

スペイン・インフルエンザにおいては3回の流行の波があったが、新型インフルエンザにも流行の波があり、一つの波が2ヶ月程度続くと考えられている。

そのため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。

4 流行規模の想定（県内被害想定）

高病原性鳥インフルエンザ由来等の強毒性の新型インフルエンザが流行した際には、日本国内で全人口の約25%が罹患し、医療機関を受診する患者数は最大で2,500万人になると想定されている。また、過去に流行したアジア・インフルエンザやスペイン・インフルエンザのデータに基づき推計すると、入院患者は53万人～200万人、死者は17万人～64万人とされている。これをもとに人口按分により三重県内での患者発生状況を推計すると以下のとおりとなる。

	三重県	全国
医療機関を受診する患者数	約 19万2千人 ～ 36万8千人	約 1,500万人 ～ 2,500万人
入院患者数	約 7,800人 ～ 2万9千人	約 53万人 ～ 200万人
死者数	約 2,500人 ～ 9,400人	約 17万人 ～ 64万人

これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。

また、全人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算では、1日当たりの最大入院患者（増加）数は、約1,500人（流行発生から5週目）となる。

社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから地域差や発生状況による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業

員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

また、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品、生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

5 各段階の概要

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

県行動計画では、新型インフルエンザの発生段階を次のとおり区分することとする。

県の行動計画 発生段階		定義	国の行動計画 発生段階
発生未確認期		新型インフルエンザが発生していない状態	前段階 未発生期
海外発生期		海外で新型インフルエンザが発生した状態	第一段階 海外発生期
国内発生期		国内で新型インフルエンザが発生した状態（県内未発生）	第二段階 国内発生早期
県内発生期		県内で新型インフルエンザが発生した状態。入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	第三段階 感染拡大期
大規模流行期		入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態（※1）からピークを超えたと判断できる状態まで。	まん延期
小康期		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	回復期
			第四段階 小康期

※1 「入院措置等による感染防止拡大効果が十分に得られなくなった状態」とは、県内のインフルエンザ定点からの報告による感染症発生動向調査において、1週間あたりの1定点あたりのインフルエンザ患者報告数が、国立感染症研究所が定める警報の基準値である「30」を上回る等、県内において感染拡大が認められる状態を指す。

【参考】WHOが宣言する段階（フェーズ）

	定義
フェーズ1	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出
フェーズ2	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが検出
フェーズ3	ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的でない
フェーズ4	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている
フェーズ5	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな集団発生がみられる
フェーズ6	パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している

6 体制

（1）対策本部の設置

以下のいずれかに該当する場合、三重県新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し総合的な対策を行う。

- ア 発生未確認期において、県内における鳥インフルエンザのヒトへの感染が確認された場合
- イ WHOがフェーズ4を宣言した場合
- ウ その他知事が必要と認めた場合

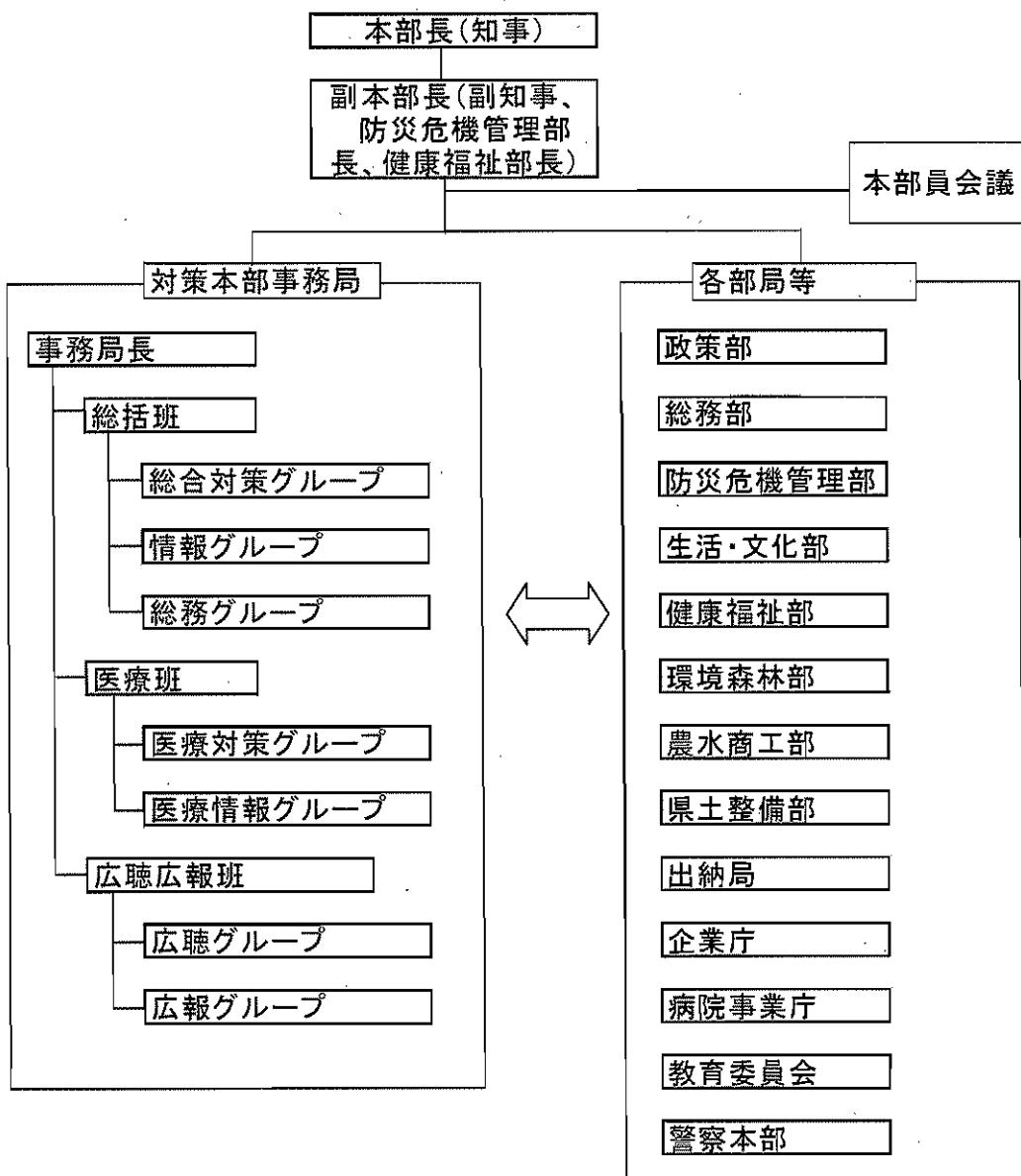
（2）対策本部の構成

知事を本部長、両副知事、防災危機管理部長、健康福祉部長を副本部長とし、本庁各部局長、出納局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長及び県警察本部長を本部員とする。

対策本部には下図に掲げる事務局及び部を置き、本部長を補佐する。なお、事務局の体制については、ウイルスの病原性や感染力等に応じて班、グループの弾力的な設置、運営を行うこととする。

対策本部の庶務は、防災危機管理部危機管理総務室及び健康福祉部健康福祉総務室において処理する。

(対策本部の構成(例))



(対策本部事務局の所掌事務)

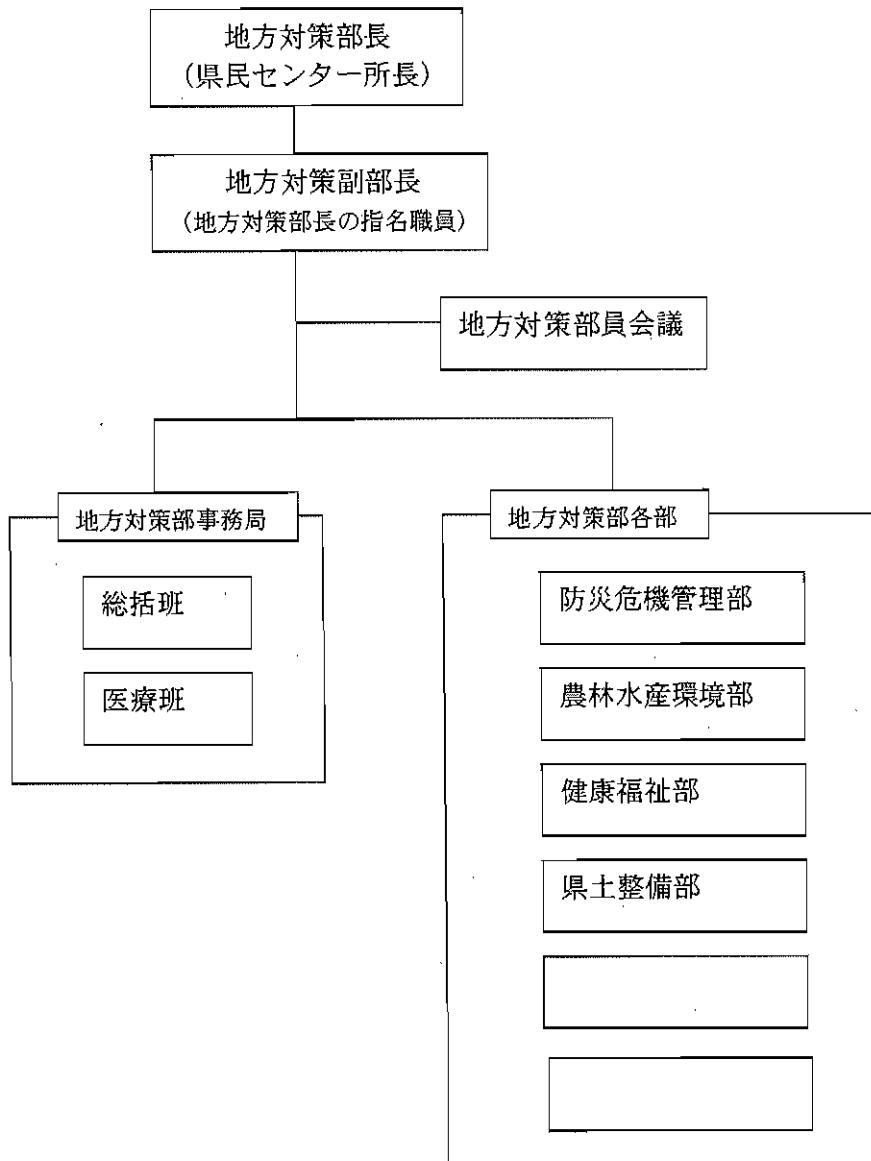
班	グループ	所掌事務
総括班	総合対策	1 インフルエンザ対策の総合的な方針立案、調整及び進行管理に関すること 2 地方対策部、関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請、啓発及び連絡に関すること 3 社会機能維持に係る対策の推進及び確認に関すること 4 食料・生活関連物資の確保対策に関すること 5 国との連絡調整、他府県等への応援要請の総合調整に関すること（医療対策Gと連携）
	情報	1 社会影響等の情報の収集・伝達、整理及び取りまとめに関すること 2 社会影響等の情報の報告及び連絡に関すること
	総務	1 対策本部の庶務に関すること 2 本部員会議の運営に関すること 3 総括班各グループの記録の総括に関すること 4 対策本部組織の運営に関すること
医療班	医療対策	1 医療体制の確保と関係機関との調整に関すること 2 医薬品等の供給にかかる関係機関との調整に関すること 3 国との連絡調整に関すること 4 その他医療対策にかかる活動方針の立案に関すること
	医療情報	1 医療情報の収集・伝達、整理及び取りまとめに関すること 2 医療情報の報告及び連絡に関すること
広聴広報班	広聴	県民からの問い合わせや相談の対応に関すること
	広報	1 報道機関（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）を通じた関連情報の提供に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること 3 その他、各種広報媒体を通じた県民への情報提供に関すること

(3) 地方対策部の構成

各県民センターに必要に応じて地方対策部を置き、地方対策部には地方対策部長、地方対策副部長のほか地方対策部員を置く。

地方対策部長は県民センター所長をもって充て、地方対策部には総括班、医療班及び部を置く。

(地方対策部の構成（例）)



(4) 対策本部の機能

対策本部においては、情報の共有、医療及び感染の拡大防止に関すること、県内への社会的影響の軽減方策の検討等を行い、各部は対策本部の方針に基づき、必要な措置を講じ、感染拡大防止等を図る。

地方対策部においては、地方対策部長が本部長の命を受け、地域機関及び市町その他の関係機関と連携し、対策を実施する。

(5) 対策本部の要員の確保

ア 対策本部の活動は長期にわたることが予想されるため、職員のローテーションも含めて必要な要員の確保を行う。

イ 対策本部員及び対策本部事務局要員に罹患者が発生することが予想されるため、感染予防用具等の装着、分散型作業等により集団感染の防止を図るとともに、代理者をあらかじめ指定するなど、要員の確保に努める。

(6) 対策本部要員等の予防措置等

対策本部員及び対策本部事務局要員に罹患者が発生することを防ぐため、職員に対し、新型インフルエンザ感染予防のための普及啓発、情報の提供、健康管理に必要な措置、発生状況等に応じて新型インフルエンザ発生地への出張の自粛等を行う。

7 県行動計画の主要項目

(1) 情報収集と提供

新型インフルエンザの流行状況に応じて、新型インフルエンザの発生状況、対応状況等について情報収集を行う。

収集した情報については、新型インフルエンザの感染防止やパニック防止の観点から、適宜、情報提供を行い、県民全体で情報を共有していく。また、県民がこれらの情報を広く受け取れるように、県のホームページをはじめとする複数の情報提供媒体を設定し、理解しやすい内容での情報提供を行う。

(2) 水際対策

海外で新型インフルエンザが発生した場合において、国内への新型インフルエンザウイルスの侵入を防止するため、国において水際対策が実施される場合は、これに協力するとともに、必要に応じて警戒活動等を行う。

(3) 感染防止

ア 医療対応

新型インフルエンザの流行に備えた対策を速やかに実施するためには、国内未発生期の段階においては新型インフルエンザが発生したことをいち早く察知すること、そして、国内での感染が拡大する段階においては拡大状況や当該感染症の特徴を把握することが必要であり、そのためのサーベイランス体制を確立し、対策のために必要な情報を速やかに入手することが重要である。このため、市町、医師会、病院・診療所等及び消防本部等の協力を得

て、各種サーベイランスを実施し、発生状況等を積極的に把握する。

新型インフルエンザ発生初期には、患者の治療とともに感染症のまん延防止対策としても有効であることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、新型インフルエンザ患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとし、そのための感染症病床や結核病床等の陰圧病床の利用計画を策定しておく。

医療機関においては、それぞれの状況に応じて新型インフルエンザに感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避けることや、医療従事者に対する個人防護具の配布や健康管理、患者と接触した医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等による院内感染対策を実施し、二次感染防止を行う。

感染拡大期以降は、患者数が大幅に増大することが予想されることから、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。

その際、感染症指定医療機関以外の医療機関等の活用計画を策定しておく。

抗インフルエンザウイルス薬については、計画的に備蓄を行い、新型インフルエンザ発生時には患者の発生状況等を踏まえ、県備蓄分の放出や買い占めの監視等を行うことにより、安定供給を図る。

さらに県備蓄量が一定量以下になった場合には、国備蓄分からの補充を要請する。

プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンについては、国の方針に基づき、市町等と協力して接種体制を構築し、円滑な接種を行う。

なお、医療体制については、医師会、病院協会、感染症専門医師等からなる三重県新型インフルエンザ専門家会議において、流行状況に応じて検討及び医療機関の連絡調整等を行うものとする。

※ 医療対応については、この計画に定めるもののほか、別途定める指針に基づき対応するものとする。

イ 学校等の対応

学校等では、感染が拡がりやすく、また、このような施設で感染が起こった場合、地域における感染源となるおそれがあるため、新型インフルエンザ

の流行状況等に応じて、学校等の臨時休業及び入学者選抜の延期等を行う。

ウ 施設における感染防止

不特定多数の県民が利用する施設に対して、感染防止策の要請と施設利用者への徹底を行う。

エ 社会活動の制限

感染拡大防止のためには、社会的活動における人と人との接触の機会を少なくすることが必要である。このため、新型インフルエンザが発生した場合には、発生状況等に応じて外出や集会の自粛要請等の地域対策、不急事業の自粛要請等の職場対策を行う。

(4) 社会機能の維持

新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中止や物資の不足により最低限の国民生活を維持することすらできなくなるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の国民生活を維持できるよう、事業者に対して、新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務態勢などをあらかじめ定め、発生に備えるよう要請する。

特に、社会機能の維持に関わる事業者については、社会的に求められる機能を維持するための事業の継続を要請する。

(5) 行政サービスの維持

新型インフルエンザ発生時においても、必要最小限の行政サービスを維持するため、新型インフルエンザに対応した業務継続計画の策定、職場での感染予防、感染拡大防止、施設における感染予防等を進める。

8 各部局等対応項目の概要

情報と危機意識を共有し、連携を強化して新型インフルエンザ対策を推進するため、各部局等ごとの主な対応項目について下記のとおりとする。

(1) 各部局等の主な対応項目

部局等名	主な対応項目の概要
政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及び報道対応に関すること。 ・公共交通等の確保に関すること。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・県業務の維持体制に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。
防災危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部事務局としての総合調整に関すること。 ・防災関係機関（警察、消防、自衛隊等）との連絡調整等に関すること。 ・ライフライン（電気、ガス、電信・電話）確保に関すること。 ・患者搬送体制の確保に関すること。
生活・文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・出国者、入国（帰国）者への対応に関すること。 ・外国人住民への対応に関すること。 ・私立学校における感染予防・まん延防止に関すること。 ・生活必需品の確保に関すること。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部事務局としての総合調整に関すること。 ・健康相談対応、感染予防策の普及啓発に関すること。 ・防疫対策の統括に関すること。 ・医療提供体制の確保に関すること。 ・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関すること。 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の確保に関すること。 ・新型インフルエンザ予防接種に関すること。 ・サーベイランス体制の整備、強化に関すること ・疫学調査体制の整備に関すること。
環境森林部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道供給機能の確保に関すること。 ・感染性廃棄物の円滑な処理の確保に関すること。 ・ごみ処理体制の確保に関すること。
農水商工部	<ul style="list-style-type: none"> ・農水商工団体及び生産者・事業者への情報提供及び協力要請に関すること。 ・観光関連事業者への情報提供及び協力要請に関すること。 ・食品等の生活必需物資の確保に関すること。 ・鳥インフルエンザ対策の所管部としての新型インフルエンザ対策本部との連絡調整に関すること。
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・県内侵入阻止に係る水際対策（港湾の防疫・感染防止）に関すること。 ・ライフライン（下水道、ダム）の機能確保に関すること。
出納局	<ul style="list-style-type: none"> ・出納機能の維持に関すること。
企業庁	<ul style="list-style-type: none"> ・業務（水道、工業用水道、電気事業）運営体制の確保に関すること。
病院事業庁	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院における新型インフルエンザ患者診療機能の確保に関すること。

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校その他の教育機関における感染予防・まん延防止等に関すること。 ・市町教育委員会との連携に関すること。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・治安の維持、防犯対策等に関すること。

(2) 各部局等共通対応項目

発生段階	共 通 対 応 項 目
発生未確認期以降	部局等内における対応方針等の検討
海外発生期以降	所属職員の新型インフルエンザ発生国への渡航自粛、帰国支援及び渡航歴のある職員の健康状態の把握
国内発生期以降	職場内での感染防止 感染者拡大による欠勤職員増加に対する部内の業務維持対策（業務の優先順位化、必要な業務の維持） 発生状況等に応じて、職員の出張禁止、罹患した職員の出勤停止措置等 発生状況等に応じて、外出や集会の自粛要請等の地域対策、不急の事業の自粛要請等の職場対策

<第2章 各発生段階における対応>

■発生未確認期■

1 状況

家きんなどに高病原性鳥インフルエンザが発生し、ヒトへの感染も見られる。海外及び国内でヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生は確認されていないが、発生の危険が差し迫っている状況。

新型インフルエンザの発生を防止するため、国内外で、鳥インフルエンザの流行の封じ込めとヒトへの感染防止のための努力を行っている。

2 基本的な考え方

- ・県は、新型インフルエンザ発生に備えた感染予防対策の県民に対する普及啓発及び各種の準備を行う。
- ・新型インフルエンザの発生を防止するため、県内の鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止対策を確実に行い、鳥インフルエンザの流行を封じ込める。

3 危機管理体制

(1) 方針

- ・海外で鳥インフルエンザのヒトーヒト感染が疑われるなど、重要な情報を入手した場合は、情報連絡体制を強化するとともに、感染予防策及び普及啓発を実施する。（健康福祉部）
- ・最低限継続が必要な業務等についてあらかじめ検討し、新型インフルエンザの発生が県内で確認され、感染により職員の欠勤による不足が生じた際にも業務が継続できる準備を行う。（各部局等）
- ・新型インフルエンザに関する各種の計画及びマニュアルの作成や見直し、修正を行い、実効性を確保する。（各部局等）

(2) 県の体制

【共通】（各部局等）

- ・部局等内の体制の構築
- ・新型インフルエンザに関する情報（兆候を含む）の収集
- ・国、市町、各部局等、地域機関、関係機関、事業者との連携と情報の共有
- ・関係機関等の危機管理体制の確認

4 情報収集と提供

(1) 方針

- ・新型インフルエンザが発生していないこの段階においては、鳥インフルエンザの

発生未確認期

発生状況に関する情報を収集し、県民や関係機関等に発生状況、予防対策等の情報を提供する。このため、情報の収集及び提供に係る連絡体制を確立する。（各部局等）

(2) 情報の収集

- ・関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。（各部局等）
- ・対応マニュアルの作成、業務従事に当たっての感染予防の注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。（各部局等）

【共通】

以下の内容について情報収集を行う。（各部局等）

- ・国内外での鳥インフルエンザ発生状況
- ・鳥インフルエンザの人への感染状況
- ・各省庁の対応方針、状況
- ・インフルエンザの集団発生状況

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて情報収集を行う。

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ	健康福祉部 農水商工部 環境森林部	<ul style="list-style-type: none">・鳥インフルエンザを中心とする感染症情報の収集<ul style="list-style-type: none">・感染症発生動向調査システムを活用・国立感染症研究所との連絡体制の確認・市町との情報の共有

(3) 情報の提供

【共通】

以下の内容について、必要に応じて情報提供を行う。（各部局等）

- ・新型インフルエンザに関する予防と対策の基礎知識
- ・職場、業務従事に当たっての感染予防の注意事項

《主な提供先》

部局名	提供先	部局名	提供先
関係部局等	・県有施設の指定管理者	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none">・県民（三重県感染症情報センターのHPを通じた、最新情報の提供）・社会福祉施設等・医師会、医療機関（三重県感染症情報センターのHP及びメーリングリスト等を通じた、最新情報の提供）
政策部	・高等教育機関	環境森林部	<ul style="list-style-type: none">・水道事業者・林業関係団体・環境関係団体
総務部	・職員	農水商工部	<ul style="list-style-type: none">・商工関係団体・農水関係団体・観光関係団体

防災危機 管理部	・消防本部 ・防災関係機関 ・ライフライン企業等	出納局	・指定金融機関
生活・文化部	・私立学校 ・出国者（パスポート交付窓口において情報提供） ・外国人住民 ・労働関係機関	教育委員会	・県立学校等の児童生徒、保護者及び施設利用者 ・市町教育委員会

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて情報提供を行う。

部局名	提供先	内容
生活・文化部	在外邦人	・海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザへの感染状況、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）
健康福祉部	県民	・県内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生し、人への感染が確認された場合、発生状況及び対策の状況
	社会福祉施設等	・社会福祉施設等内で新型インフルエンザが発生した際の対応 等
	在外邦人	・海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザへの感染状況、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）
農水商工部	県民	・養鶏場及び野鳥における鳥インフルエンザサーベイランス結果の公表 ・県内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生し、人への感染が確認された場合、発生状況及び対策の状況

5 感染予防

(1) 方針

新型インフルエンザに変異する可能性がある高病原性鳥インフルエンザの封じ込め、新型インフルエンザの感染予防策及び県民への感染予防策の普及啓発を行う。（各部局等）

(2) 医療

ア サーベイランス

- ・鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス及び通常のインフルエンザに対するサーベイランスを実施する。（健康福祉部）
- ・家きん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランスを強化する。（農水商工部、健康福祉部）

発生未確認期

イ ワクチン

- ・國の方針に基づき、市町等と協力して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を検討する。（健康福祉部）

ウ 地域医療体制の整備

- ・医師会・関係機関等と連携しながら、地域における医療体制の準備、整備を進める。（健康福祉部）
- ・また、防疫資材の備蓄及び整備を進めるとともに、検査体制を整備する。（健康福祉部）

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・備蓄を進めるとともに、円滑に供給されるよう流通体制を構築する。（健康福祉部）

オ 救急機能の確保対策

- ・消防機関における業務継続計画（感染防止対策（計画））の策定を各消防本部に要請する。（防災危機管理部）
- ・消防職員（救急隊員）に対する研修
新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）と接触する可能性の高い救急隊員等を対象とする感染予防研修会を実施する。（防災危機管理部）

カ 家きん・輸入動物における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

（国内での発生予防）

- ・県内養鶏業者等に対して、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の衛生管理の徹底を指導する。（農水商工部）
- ・高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難になる事態に備えて、緊急接種用の家きん用のワクチンの使用について、農林水産省と協議する。（農水商工部）
- ・高病原性鳥インフルエンザの防疫対策として必要となる資材（インフルエンザ迅速診断キット、マスク等）を確保するとともに、需要急増が予測される衛生資器材（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。（農水商工部）
- ・学校、家庭を含めて家きんを飼育している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。（健康福祉部、農水商工部、教育委員会）

（県内で発生した場合の対応）

- ・感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施することにより、感染拡大を防ぐ。（農水商工部）
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）
- ・高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、農林水産省の指示により家きん用の備蓄ワクチンを使用する。（農水商工部）
- ・家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する。（農水商工部）
- ・ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合は、健康チェック等を行う。（健康福祉部）

(輸入動物対策)

- ・輸入された鳥が、県内において感染鳥であったことが判明した場合には、追跡調査等を実施する。必要に応じて殺処分等の措置を行う。（健康福祉部）

(3) 学校における感染予防

教育委員会は以下の対応を行う。なお、市町教育委員会と連携を図るとともに、新型インフルエンザ対策が適切に実施されるよう要請する。また、高等教育機関、私立学校についても、関係部局で同様の要請を行う。

ア 体制及び対応

- ・新型インフルエンザに関する県教育委員会のマニュアルを作成する。

イ 情報収集及び提供

- ・新型インフルエンザに関する情報を継続して収集するとともに、県立学校、市町教育委員会、関係団体と情報共有を行う。

ウ 感染防止

- ・児童生徒、教職員等に対して感染予防のための留意事項等について啓発を行う。

エ 物品の備蓄

- ・県立学校に業務継続のために必要な物品を整備する。

オ 体制整備

- ・新型インフルエンザの発生に備え、情報収集、体制の整備、対応の検討を行う。

カ 学校の臨時休業への準備

- ・臨時休業の実施に備えて、次の事項について事前に検討を行う。

- 児童生徒及び保護者との連絡
 - 家庭での過ごし方
 - 学習
 - その他必要な事項

(4) 施設における感染予防

管理又は関係する施設について、県内における新型インフルエンザ患者発生に備えた対策を行う。

【共通】

不特定多数の県民が利用する施設に対して、各施設又は管理者ごとの感染防止対策マニュアルの検討と作成の要請を行う。（各部局等）

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて対策を行う。

対象施設	関係部局	内 容
学校以外の教育関係施設	教育委員会 生活・文化部	・学校以外の教育関係施設（美術館、博物館、斎宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センター、県営総合競技場等体育施設、総合文化センター、総合教育センター等）において、情報収集の実施及び体制の整備

社会福祉施設等	健康福祉部	・社会福祉施設等に対し、年間を通して、通常のインフルエンザと同様に感染防御に努めるように指導
---------	-------	--

6 社会機能の維持

(1) 方針

特に社会機能の維持に関わる事業者等に対し業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制について検討を進めるよう要請するとともに必要な支援を行う。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、その際、政府等から出される勧告、通知等には十分留意するよう要請する。（各部局等）

(2) 事業所等の業務の継続

- ・所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、厚生労働省が策定した「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて業務の運営体制を検討するよう要請する。（各部局等）
- ・各事業者における事業継続のためのマニュアル等の作成について団体等を通じ周知・依頼する。（各部局等）

(3) 社会機能維持に関わる事業者

社会機能維持者に対して、以下の点について検討・確認、必要に応じて計画等の策定を要請する。（各部局等）

(ア) 社会機能維持者に要請する事項

- ・危機管理体制の確認
- ・事業の継続に必要な機能、業務、設備及びその他資源の検討
- ・マスク等感染拡大防止に必要な物資の備蓄
- ・職場内での感染拡大防止策の検討、疑い例が確認された際の対応の確認
- ・その他業務継続のための対策の検討と上記に基づく従業員の訓練、必要に応じた対策の見直し

(イ) 社会機能維持者

社会機能維持者	具体例
医療従事者	医療サービス、介護サービス（入所施設）の提供者・提供機関等
治安維持従事者	消防職員、警察官、自衛隊員、海上保安官等
ライフライン企業等	電気事業者、上下水道事業者、ガス事業者、石油事業者等
国又は地方公共団の危機管理に携わる者	国会議員、地方議会議員、知事、市町長、国家公務員・地方公務員のうち危機管理に携わる者等
国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者	報道機関、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等
公共交通	
金融	
食料品・生活必需品の輸入・製造	

物流（貨物運送、倉庫等）	鉄道事業者、貨物運送業者、水運業者等
行政サービス	
流通（小売、卸売）	

(4) 生活関連物資等の流通の安定

健康福祉部は医薬品等、農水商工部は物資について、県内に安定的に供給が得られるよう事前に関連業者等との協力体制を構築する。この際、災害時の応援協定を締結している関連業者等については、協定の実効性を確保する。また、追加すべき業者があれば協定の締結を働きかける。

- ・県内の生鮮食料品等の安定供給

新型インフルエンザ対応マニュアルの作成等を農協、漁協等の関係団体へ周知・依頼する。（農水商工部）

(5) 治安対策

- ・新型インフルエンザの国内外での発生時における治安の確保に向けた検討を行う。（警察本部）
- ・職員に対しては、新型インフルエンザに関する基礎知識、感染防止対策、対応時の留意事項等の啓発を行う。（警察本部）
- ・消防職員（救急隊員を除く）に対し、新型インフルエンザに関する基礎知識、感染防止対策、対応時の留意事項等の啓発を実施する。（防災危機管理部）

7 行政サービスの維持

(1) 業務継続のための体制整備

ア 応援体制の整備

- ・初動部門の体制及び初動部門への応援及び後方支援体制の整備（保健所など初動及び交替の体制、部局間の調整）を行う。（総務部、健康福祉部）

イ 県業務の継続

- ・欠勤職員の増加を想定した業務継続計画の検討（新たに発生する業務、継続業務、中断・中止・延期する業務の検討）を行う。（各部局）

ウ 委託業者や関係機関の業務継続

- ・委託業者や関係機関の危機管理体制や発生時の対応を確認する。（各部局）

(2) 職場での感染予防・感染拡大防止措置

ア 職員への意識啓発（総務部）

- ・感染予防について職員へ意識啓発する。

イ 感染拡大防止のための勤務体制の検討（総務部）

- ・職員の感染拡大の防止を図りながら公務遂行が可能な勤務体制を検討する。

ウ 感染防止物品の備蓄

- ・感染防止物品（マスク、手袋、石鹼及び手指消毒用アルコール、次亜塩素酸ナ

発生未確認期

- トリウム等）をあらかじめ備蓄しておく。（健康福祉部、総務部）
・共用場所において必要になる物品をあらかじめ備蓄しておく。（庁舎管理者）

(3) 施設における感染予防（各部局等）

- ・管理又は関係する県有施設について、マニュアルの作成等新型インフルエンザ患者発生に備えた対策を行う。

8 広報と相談窓口の設置

(1) 広報

ア 方針

防災危機管理部及び政策部と連携し、新型インフルエンザの基礎知識と予防策などについて年間を通して広く県民・事業者へ呼びかける。（健康福祉部）

イ 広報すべき内容

項目	内容
基礎知識	・新型インフルエンザ一般、国・地方自治体の対策、県民の協力
(普及啓発) 個人・家庭・事業所 での対処方法	・うがい・手洗い・マスク着用の励行、「咳エチケット」、食糧・水・日用品の確保・備蓄 ・事業者向け対処方法〔社会的責任の重要性や事業継続するための方策（マニュアル作成）〕の周知

ウ 広報の方法

- ・ホームページ、リーフレット、広報媒体を活用して広報を行う。報道機関に対する記者発表や資料提供に係る調整は政策部が行う。（各部局等（主に健康福祉部））

(2) 相談窓口

- ・医療相談窓口設置時の円滑かつ適正な対応を行うため、Q & A 及び対応マニュアル等を作成する。（健康福祉部）
- ・必要に応じて県民からの相談に対応するためにQ & Aを作成する。（各部局等）

9 その他

(1) 廃棄物の処理に関する対策（環境森林部）

- ・市町等に対して、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月、環境省）を踏まえて対策を検討し、事業継続計画を取りまとめるよう要請する。

(2) 火葬能力等の把握

- ・火葬場の能力及び施設の把握を行う。（健康福祉部）

II 海外発生期

1 状況

海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生が確認された段階。海外で新型インフルエンザが発生した場合、短期間にウイルスが世界に広がると言われている。このため、ウイルス感染者の水際での侵入防止を徹底し、県内でのまん延を可能な限り防がなければならない。一方、人道的観点からは、帰国を希望する在留三重県人を速やかに帰国させることが求められる。水際対策を構築するに当たっては、これら2つの課題の両立を可能な限り追求する必要があるため、国と密接に連携しなければならない。

2 基本的な考え方

- ・短期間で国内発生、県内発生に至るケースが考えられることから、県内発生に対する事前の準備を先行的に行う。
- ・検疫所等国の機関とも連携しながら、新型インフルエンザの県内侵入阻止のための体制整備に努めるほか、サーベイランス体制を強化する。
- ・県民への感染予防対策の普及啓発と県民からの相談体制を強化する。

3 危機管理体制

(1) 方針

- ・「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、対策本部を設置する。
- ・収集した新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じてライフライン機能維持のための対策、施設を稼働するための要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について検討を行う。（対策本部）
- ・市町及び事業者等に対して、情報提供及び注意喚起を行うとともに、新型インフルエンザ患者の発生状況等を把握するため、情報連絡体制を速やかに確立し、必要な情報の提供を要請する。（対策本部）
- ・入手した情報により新型インフルエンザに対する各種の計画及びマニュアルの見直しと修正を行い、実効性を確保する。（各部局等）

(2) 県の体制

【共通】（各部局等）

- ・対策本部を設置、運営
 - 対策本部委員会議等の開催
 - 対策本部においては、新型インフルエンザの症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有・分析
 - 今後の対応方針について協議
 - ・部局等内に対策のための体制を整備（対策会議等の設置）
 - ・新型インフルエンザに関する情報（兆候を含む）の収集
 - ・部局内における情報の共有・分析
 - ・国、市町、各部局等、地域機関、関係機関、事業者等との連携と情報の共有

海外発生期

- ・関係機関等の危機管理体制の確認
- ・部局等の対応状況を対策本部事務局へ報告

【担当部局等】

担当部局等は、以下についても必要に応じて行う。

部局名	役割
防災危機管理部 健康福祉部 (対策本部事務局)	・対策本部事務局の運営
健康福祉部	・医療相談窓口の設置
教育委員会	・県立学校等における新型インフルエンザ対応の体制を整備
警察本部	・三重県警察新型インフルエンザ対策本部の設置、運営 (警察署：現地対策本部)
県民センター	・対策本部地方部を必要に応じて設置 県の対策本部、市町等の対策本部と緊密な連携を図りつつ、対策を実施

(3) 関係機関との連絡調整

- ・市町、防災関係機関、ライフライン関係企業との連絡通報体制、相互協力体制を確立する。（対策本部）
- ・医療機関、医師会及び病院協会の体制を確認し、必要に応じ協力を要請する。（健康福祉部）
- ・検疫機関と連携する。（健康福祉部）

4 情報収集と提供

(1) 方針

- ・国、所管団体、事業団体等を通じて、海外での発生状況、国内での発生の兆候、県民生活に影響を及ぼす社会・経済活動等の情報について主体に情報収集を行う。（各部局等）
- ・発生状況の情報提供と感染防止対策の普及啓発を行う。（各部局等）

(2) 情報の収集

- ・関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。（各部局等）
- ・対応マニュアルの作成、業務従事に当たっての感染予防の注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。（各部局等）

【共通】

- 以下の内容について、必要に応じて情報収集を行う。（各部局等）
- ・新型インフルエンザにかかる国外発生状況（外務省、厚生労働省等）
 - ・新型インフルエンザにかかる各省庁の対応方針、状況
 - ・インフルエンザの集団発生状況
 - ・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて情報収集を行う。

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 ・感染症発生動向調査システムを活用 ・国立感染症研究所との連絡体制を強化 ・保健所、保健環境研究所、健康危機管理室との情報の共有 ・市町との情報の共有
海外に滞在している児童・生徒・職員の状況	総務部 生活・文化部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・海外（特に発生国及び周辺国）に修学旅行、旅行、出張や派遣などで滞在している児童・生徒・職員の状況及び罹患状況
学校等の状況	政策部 生活・文化部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校等、市町立学校、高等教育機関、私立学校等の対応状況
社会福祉施設等、医療機関等	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等、医療機関等の対応状況
海外渡航情報	生活・文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省からの情報
事業所等の状況	農水商工部	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェトロ等からの関連情報

(3) 情報の提供

【共通】

以下の内容について、必要に応じて情報提供を行う。（各部局等）

- ・海外での新型インフルエンザの発生状況
- ・新型インフルエンザの具体的症状
- ・新型インフルエンザに関する予防と対策の基礎知識
- ・職場、業務従事に当たっての感染予防の注意事項
- ・相談窓口の設置状況

《主な提供先》

部局名	提供先	部局名	提供先
関係部局等	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設の指定管理者 	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・県民（三重県感染症情報センターのHPを通じた、最新情報の提供） ・社会福祉施設等 ・医師会、医療機関（三重県感染症情報センターのHP及びメーリングリスト等を通じた、最新情報の提供）
政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶、鉄道、バスの利用者（事業者の事業所、営業所等を通じて情報提供） ・高等教育機関 	環境森林部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者 ・林業関係団体 ・環境関係団体

海外発生期

総務部	・職員	農水商工部	・商工関係団体 ・農水関係団体 ・観光関係団体 ・消費者
防災危機管理部	・消防本部 ・防災関係機関 ・ライフライン企業等	出納局	・指定金融機関
生活・文化部	・私立学校 ・出国者（パスポート交付窓口において情報提供） ・外国人住民 ・労働関係機関	教育委員会	・県立学校等の児童生徒、保護者及び施設利用者 ・市町教育委員会

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて情報提供を行う。

部局名	提供先	内容
健康福祉部	社会福祉施設等	・施設立入者の予防対策 各施設での対応マニュアル作成 ・社会福祉施設等で新型インフルエンザが発生した際の対応等
	消防本部	・新型インフルエンザ患者診療対応医療機関及び医療提供のための臨時の施設
農水商工部	商工関係団体	・事業継続のためのマニュアル等作成 ・商工関係団体等を通じて海外出張や貿易など海外企業活動への注意喚起
	消費者	・風評被害対策
教育委員会	農水関係団体	・新型インフルエンザ対応マニュアル作成 ・海外出張や貿易など海外活動への注意喚起
	海外修学旅行、海外留学等の者（学校を経由して情報提供）	・発生状況、予防方法等
警察本部	県民	・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の防止に関する情報

5 水際対策

(1) 方針

国が行う水際対策に協力するとともに、必要に応じて警戒活動等を行う。

(2) 出国を希望する県民への対応

・海外渡航情報をはじめ外務省から情報を収集するとともに、必要に応じて情報の

提供等を行う。（生活・文化部）

- ・パスポート交付窓口において発生情報を提供、渡航延期を呼びかける。（生活・文化部）
- ・関連情報を複数言語に翻訳する。（生活・文化部）

(3) 帰国を希望する在外県民への対応

- ・県は国が行う対応に可能な限り協力する。
- ・患者発生国・地域から帰国した者は検疫ガイドラインに従うように指導する。新型インフルエンザ様症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、保健所は、指定された医療機関を受診するよう指導する。

(4) 入国者への対応

- ・入国審査における措置
検疫所及び入管当局と密接に連携し、感染者のその後の入院等の措置等を適切に行う。（健康福祉部）

(5) 警戒活動の実施

- ・検疫体制の強化に伴い、検疫実施港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）
- ・感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。（警察本部）

(6) 発生国に滞在又は渡航する県民に対する呼びかけ等

- ・海外渡航の関連情報を旅券窓口に掲示するとともに、ホームページを通じて情報の提供を行う。（生活・文化部）

(7) 事業者への要請

- ・事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。（関係部局等）
- ・海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。（関係部局等）

6 感染予防

(1) 方針

- ・国内感染が拡大した場合の感染防止対策を準備する。（関係部局）
- ・新型インフルエンザの感染予防について県民への周知を徹底する。（関係部局）

(2) 医療

ア サーベイランス

- ・疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、ウイルス学的サーベイランスを引き続き実施する。（健康福祉部）
- ・国の各種サーベイランスに協力する。（健康福祉部）

イ ワクチン

- ・国の指示に基づき、優先接種対象者へのプレパンデミックワクチンの接種を行う。（健康福祉部）
- ・パンデミックワクチンが供給され次第、優先接種対象者に先行的接種を開始す

海外発生期

る。(健康福祉部)

ウ 地域医療体制の整備

- ・新型インフルエンザの症例定義を関係機関に周知するとともに、医療相談窓口を各保健所に設置し、県民への相談に対応する。(健康福祉部)
- ・引き続きウイルスの状況等に応じ、医療体制、医療資材、検査体制の整備を進める。

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・医療機関に対し、適切な使用を要請するとともに、患者の濃厚接触者に対し、予防投与を行うよう要請する。(健康福祉部)
- ・適切な流通を関係団体に要請する。備蓄を進めるとともに、円滑に供給されるよう流通体制を構築する。(健康福祉部)

オ 救急機能の確保対策

(7) 患者移送体制の確保

- ・事前に消防機関等関係機関と協議し、患者の移送体制の確立を図る。(防災危機管理部、健康福祉部)

(イ) 救急出動

- ・県民に対し、ホームページやテレビ、ラジオ等により、インフルエンザ様症状の場合でも軽症の場合には、救急出動要請を控えるよう広報する。(防災危機管理部、健康福祉部)

(ウ) 患者の搬送

- ・新型インフルエンザの疑いのある患者の搬送に係る留意点について消防本部に指導するとともに、必要な報告を消防庁に行う。(防災危機管理部)

(エ) 救急機能の確保対策

- ・消防機関における業務継続計画(救急業務体制(計画))の再確認を各消防本部に要請する。(防災危機管理部)

(オ) 消防職員(救急隊員)に対する研修

- ・新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む。)と接触する可能性の高い救急隊員等を対象とする感染予防研修会の開催など、感染防止対策を実施する。(防災危機管理部)

(3) 学校における感染予防

教育委員会は以下の対応を行う。なお、市町教育委員会と連携を図るとともに、新型インフルエンザ対策が適切に実施されるよう要請する。また、高等教育機関、私立学校についても、関係部局で同様の要請を行う。

ア 情報収集及び提供

- ・新型インフルエンザに関する情報を継続して収集する。
- ・県立学校、市町教育委員会、関係団体との情報共有を密に行う。
- ・新型インフルエンザに関して文部科学省からの通知等があった場合、速やかに県立学校、市町教育委員会、関係団体に周知する。
- ・海外修学旅行、教職員の渡航状況等必要な調査を行う。
- ・県立学校及び市町教育委員会に対して、発生地域に滞在する児童生徒及び教職員の健康状態を確認するとともに、新型インフルエンザに関する情報を伝える。
- ・児童生徒、保護者、教職員等に対して、必要に応じて新型インフルエンザに関する情報を伝える。

イ 感染防止

- ・児童生徒及び教職員に対して感染防止について再徹底する。
- ・発生地域への修学旅行などについて、自粛、延期、変更等の対応を行うよう、県立学校及び市町教育委員会に要請する。
- ・海外の発生地域から帰県した児童生徒及び教員（その家族を含む）で、インフルエンザ様症状を呈した場合には、直ちに医療相談窓口（保健所）に連絡する。また、これらの児童生徒等が、風評により不当な扱いを受けることがないようにする。

ウ 物品の備蓄

- ・業務継続のために必要な物品が充足しているか確認し、不足があれば補充する。

エ 学校の臨時休業への準備

- ・県立学校は、臨時休業実施時における次の事項についてあらためて確認した上で、児童生徒にあらかじめ指導しておく。

児童生徒及び保護者との連絡
 家庭での過ごし方
 学習
 その他必要な事項

(4) 施設における感染予防

管理又は関係する施設について、県内における新型インフルエンザ患者発生に備えた対策を行う。（各部局等）

【共通】

- ・不特定多数の県民が利用する施設に対して、感染防止策の管理者への要請と施設利用者への周知（各部局等）

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて対策を行う。

対象施設	関係部局	内 容
学校以外の教育関係施設	生活・文化部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の教育関係施設等（美術館、博物館、斎宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センター、県営総合競技場等体育施設、総合文化センター、総合教育センター等）においては感染症の防止措置を講じるとともに、施設利用者へ周知等の対応
社会福祉施設等	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等への要請 全職員に新型インフルエンザの情報を正確に伝達 職員に対して、職員・利用者の感染防御や健康状態の把握を行うよう、注意喚起 職員の発生地域への渡航の自粛 職員、利用者に新型インフルエンザと思われる症状が発生した場合は、速やかに医療相談窓口（保健所）に相談するように指導 各施設に対応マニュアルを作成するよう指導 市町児童福祉施設担当課へ感染拡大防止を要請

7 社会機能の維持

(1) 方針

- ・生活関連物資等の流通の安定、ライフライン等の確保及び交通機関の確保への対策準備を行う。（関係部局）
- ・事業者や生産者の対応が遅れることがないように、感染予防対策を要請する。（関係部局等）
- ・特に、社会機能の維持に関わる事業者等に対しては業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制への移行準備を要請する。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、政府等から出される勧告、通知等に留意する。（関係部局等）

(2) 事業所等の対応

- ・所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を検討するよう要請するとともに、厚生労働省、外務省が発信する新型インフルエンザ情報への注意喚起文書を発出する。（関係部局等）
- ・各事業者における事業継続のためのマニュアル等の作成を商工団体等を通じ周知・徹底する。（農水商工部）
- ・所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成19年5月18日改訂、労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター）等を参考としつつ、職場として、必要な措置等を講ずるよう要請する。（関係部局等）
- ・特に社会機能の維持に関わる事業者に対しては、以下の対応を行う。

【共通】

- ・感染の広がり状況、事業への影響について情報提供を行う。（各部局等）
- ・その社会的責任を果たす観点から、社会的に求められる機能を維持するための事業継続に向けた検討を要請する。（関係部局等）

《主な事業者》

対象事業者	関係部局	対象事業者	関係部局
電気事業者	防災危機管理部 企業庁	石油事業者	防災危機管理部 農水商工部
上下水道事業者	環境森林部 県土整備部 企業庁	食品販売事業者等	農水商工部
ガス・LPG事業者	防災危機管理部 農水商工部	物流	防災危機管理部 農水商工部
通信事業者	防災危機管理部		

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて対応を行う。

対象事業者	関係部局	取組内容
電気事業者	防災危機管理部	・通常レベルの供給維持を要請
	企業庁	・電気の供給維持
上下水道事業者	環境森林部	・水道事業者に通常レベルの供給維持を要請 ・水道事業者に施設運転に必要な資材薬品等の確保を要請
	県土整備部	・下水道の機能維持
	企業庁	・上水・工業用水の供給維持 ・施設運転に必要な薬品などの備蓄
ガス・L P ガス事業者	防災危機管理部 農水商工部	・通常レベルの供給維持を要請
通信事業者	防災危機管理部	・通常機能維持を要請
食品販売事業者等	農水商工部	・適正な食品流通の維持
物流	防災危機管理部 農水商工部	・緊急時の輸送の確保について、県トラック協会に対し事前に協力要請

(3) 生活関連物資等の流通の安定

健康福祉部は医薬品等、生活・文化部、農水商工部は、生活関連物資等の円滑な流通を確保する観点から、関係団体等に情報提供と注意喚起を行う。（健康福祉部、生活・文化部、農水商工部）

(4) 治安対策

- ・新型インフルエンザの海外での発生に伴い、感染予防資機材の活用等による感染予防対策を徹底した上で、必要な治安対策を講じる。（警察本部）
- ・職員に対しては、新型インフルエンザに関する基礎知識、感染防止対策、対応時の留意事項等の啓発を行う。（警察本部）

【予想される主な警察活動】

- ・国際港湾、検疫所、停留場所等における混乱を防止するために必要な警戒活動及び交通規制
- ・感染者の密入国に対する警戒活動
- ・消防機関における業務継続計画（消火：救助業務体制（計画））及びその業務体制（計画）の再確認を各消防本部に要請する。（防災危機管理部）
- ・消防職員(救急隊員を除く)に対し、新型インフルエンザに関する基礎知識、感染防災対策、対応時の留意事項等の啓発を実施する。（防災危機管理部）

8 行政サービスの維持

(1) 業務継続のための体制整備

ア 応援体制の整備

- ・部内で要員が不足することが見込まれる場合は、対策本部が全庁的な応援

体制を調整する。（対策本部、総務部）

イ 県業務の継続

- ・海外で発生した新型インフルエンザの症状や感染力等に応じ、業務継続計画を再検討する。（各部局）
- ・業務継続計画に基づき、部内での応援体制、指揮命令系統を確認する。（各部局）

(2) 職場での感染予防・感染拡大防止措置

ア 職員への意識啓発（総務部）

- ・海外で発生した新型インフルエンザの症状や感染力等に応じ、咳エチケットの励行や症状があれば出勤せず自宅療養するなどの感染予防・感染拡大防止措置について職員へ意識啓発する。

イ 職員の勤務管理（総務部）

- ・新型インフルエンザの流行度合いに応じて、発生国及び周辺国への職員の出張禁止を指示する。
- ・各部局を通じ、発生国及び周辺国に滞在する職員の状況及び罹患状況を収集する。
- ・新型インフルエンザの症状や感染力等に応じ、感染拡大防止のための勤務体制を改めて検討する。
- ・各部局を通じ、新型インフルエンザの感染が疑われる症状がある職員には医療相談窓口への電話相談を行うよう指導する。

(3) 施設における感染予防（各部局等）

管理又は関係する県有施設について、新型インフルエンザの症状や感染力に応じた対策を行う。

9 広報と相談窓口の設置

(1) 広報

ア 方針

- ・防災危機管理部、健康福祉部等は政策部と連携し、県内での発生に備え、普及啓発をあらゆる手段を通じて行う。
- ・国の情報をベースとして、次の情報を得られる範囲内で記者発表、資料提供を行い、不安の解消及び注意喚起を迅速かつ正確に行う。（防災危機管理部、健康福祉部、政策部）
- ・業務を通じて関係する機関にも普及啓発と注意喚起を行う。（各部局等）

イ 広報すべき内容

項目	内容
海外での発生状況	<ul style="list-style-type: none">・発生状況（国名、都市名）・確定診断の状況・健康被害の状況（感染者数、死亡者数）・感染者の症状・WHO等が公表する対応、予防方法（WHOが発生国への渡航自粛勧告を出していることを含む）等

(協力依頼) 県民・事業者への 呼びかけ	・新型インフルエンザ発生国への渡航自粛
(普及啓発) 個人・家庭・事業所での感染予防対策	・手洗い・うがい・マスク着用の勧行、「咳エチケット」、食糧・水・日用品の確保・備蓄、不要不急の外出の自粛 ・発熱時の対応（医療相談窓口） ・事業者向け対処方法（社会的責任の重要性や事業継続するための方策（マニュアル作成））の周知
基礎知識	・新型インフルエンザ一般、国・地方自治体の対策、県民の協力

ウ 広報の方法

項目	方法
記者発表、資料提供	・状況に応じて記者発表又は資料提供
ホームページ	・「三重県の新型インフルエンザ対応」の開設
新聞、テレビ、ラジオ	・対策本部や関係室と調整しながら、契約広報枠を活用
パスポート申請窓口	・生活・文化部は、新型インフルエンザ発生国への渡航を希望する県民に対して、発生情報の提供、渡航の自粛の呼びかけ

(2) 相談窓口

- ・県民の新型インフルエンザに対する関心が高まり、海外での患者の発生状況や国内、県内での状況及び感染予防対策等に関する相談が予想される。
- ・各保健所に医療相談窓口を設置し、新型インフルエンザに関する相談への対応、受診可能な医療機関の紹介等を行うことにより、県民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。（健康福祉部）

相談内容	担当部局等	想定される相談内容
医療相談	保健所	・発生状況、感染予防対策、専門的事項
食料	健康福祉部 農水商工部	・鶏肉・鶏卵等の生鮮食料品の安全性について (間違った風評等の流布が想定される)

(3) 外国人住民等への対応

- ・関連情報を必要に応じて複数言語に翻訳しホームページを通じて提供する。（生活・文化部）
- ・必要に応じて、外国人住民からの相談に電話や電子メールで対応する。（生活・文化部）

10 その他

(1) 廃棄物の処理に関する対策（環境森林部）

- ・感染性産業廃棄物の県内の収集運搬業者及び処分業者に対し、県内発生期には新

海外発生期

型インフルエンザを含む感染性産業廃棄物を優先的に受託・処理するよう要請することを必要に応じ検討する。

- ・市町等の一般廃棄物焼却施設での感染性廃棄物の受け入れ処理について、市町等と必要に応じ検討する。